

第2次 東広島市 環境基本計画

令和4(2022)年3月 東広島市



はじめに



東広島市は、清らかな水を生み出す美しく豊かな自然を有し、人々の生活の営みを通じ里山や里海の原風景を紡いできました。この先人たちが守り育ててきた美しい自然は、私たちのかけがえのない宝であり、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、平成22（2010）年3月に東広島市環境基本条例を制定し、「市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、及び人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に保全、創出を行う」という本条例の基本理念達成に向け、東広島市環境基本計画を策定し、市民や事業者の皆様と協働して、自然環境の保全や温暖化対策などに取り組んできました。

しかし、この10年を振り返ると、地球温暖化が原因とされる異常気象や天候災害の頻発をはじめ、生物多様性を脅かす海洋プラスチックの問題など、私たちの生活環境へ影響を与える事象が顕在化してきています。

そのような世界規模での環境問題の解消に向けて国際社会においてはこの間、2015年の温室効果ガスの削減目標を定めたパリ協定や、持続可能な開発目標いわゆるSDGsが採択されるなど、我々の環境に関する価値観は大きく変化し、時代は重要な転換期を迎えております。

本市におきましても令和2（2020）年に第5次東広島市総合計画を策定し、10年後2030年の将来都市像を“未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市”と定め、持続可能な次世代のまちづくりに向けて様々な取り組みをまさに開始したところから、それを踏まえ、激変する社会・環境情勢に適合した新たな環境マスタープラン「第2次東広島市環境基本計画」を策定したところでございます。

この第2次計画では、「環境」をキーワードとしたまちづくりを進めていくための長期的なビジョンである「東広島市環境先進都市ビジョン」を統合し、より明確に環境に配慮したまちづくりのビジョンを描き、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「東広島市ゼロカーボンシティ宣言」の表明と併せて、市民・事業者等の皆様とともに、取組みを一層推進していくこととしています。

結びに、計画策定にあたりまして、アンケート調査やヒアリング、パブリックコメントなどご意見をいただきました市民・事業者の皆様、ワークショップにご参加いただいた大学生や外国人留学生の皆様、そして貴重なご提言をいただきました東広島市環境審議会委員並びにエコネットひがしひろしま会員の皆様に対しまして、心より感謝を申し上げます。

令和4年3月

東広島市長 高垣 廣徳

目次

Contents

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	計画策定の背景と目的	2
①	計画策定の背景	2
②	本市の環境行政のこれまでの取組み	3
③	計画策定の目的	3
第2節	計画の位置付け	4
①	計画の位置付け	4
②	計画の期間	5
③	計画の範囲	5
第3節	計画の構成	6
第2章	環境の現状と計画策定の視点	7
第1節	環境問題に関わる近年の社会動向	8
第2節	本市の環境の現状	11
①	生活との関わりが深い自然	11
②	多様な生き物を育む自然	11
③	歴史的な町並み	11
④	水が生まれるまち	12
⑤	きれいな空気と静かな環境	12
⑥	より一層の削減が求められるごみの排出量	12
⑦	二酸化炭素排出量の削減	12
⑧	大学との連携	13
第3節	これまでの市の取組み	14
①	自然環境保全に関する主な取組み	14
②	快適な住環境の保全・形成に関する主な取組み	16
③	ごみの減量化や資源循環に関する主な取組み	17
④	地球環境保全に関する主な取組み	18
⑤	環境教育や環境情報の発信に関する主な取組み	20
第4節	環境に対する市民・事業者の意識	21
①	身の回りの環境に対する満足度	21
②	関心のある環境問題やキーワード	21
③	日常生活における環境配慮の取組み	22
④	環境施策の重要度及び満足度の相関	22
⑤	本市の環境に関する計画等の認知度	24
第5節	計画策定の視点	25

第3章	本市の望ましい環境像	27
第1節	東広島市環境基本計画の基本理念	28
第2節	望ましい環境像	29
第4章	望ましい環境像の実現に向けて	33
第1節	取組みの体系	34
第2節	望ましい環境像を実現するための取組み	36
①	豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち	36
取組みの柱1	：豊かな自然環境の保全と活用	36
取組みの柱2	：緑あふれる美しい町並みの創出	42
取組みの柱3	：水・水辺環境の保全・向上	46
取組みの柱4	：良好な大気環境等の保全	50
②	身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち	54
取組みの柱1	：脱炭素社会の形成（気候変動対策）	54
取組みの柱2	：資源循環型社会の形成	62
取組みの柱3	：広域的・国際的取組みの展開	66
③	環境を守り・伝える心と活動を育むまち	68
取組みの柱1	：環境教育・環境学習の推進	68
取組みの柱2	：環境情報の充実	70
取組みの柱3	：市民・事業者等の環境保全活動の促進	72
第3節	環境先進都市の形成に向けた重要な取組み	74
第4節	エリア別環境配慮指針	76
第5章	計画の推進	85
第1節	計画の推進体制	86
第2節	計画の進行管理	87
資料編	89
	計画策定の経過	90
	東広島市環境審議会委員名簿	91
	諮問書	92
	答申書	94
	用語の解説	95